

3月1日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案等に基づき協議を行い、分科会の開催日数及び発言時間や総括質疑の発言時間等について協議を行い、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回に引き続き、決算審査に関する見直し案に基づき、協議を進めていきたい。

まず、分科会関係の（1）の開催日数について協議を行う。これまでも案1、案2、案3の3つの案をもととして議論を重ねてきたが、意見の一致には至らなかった。本日は、意見の集約に向けて議論を進めていきたい。改めて各委員の御意見を伺いたい。

○織田委員 この検討課題は、回数を重ねて議論をしてきているので、年度内に結論を出したいと思っている。これまで、開催日数は案1がよいと発言してきたが、決算に力点を置くことを考慮すると、審議日程を確保する観点から案3とするのがよいと考える。発言時間については、1日当たり1人30分とするかどうか、今後協議していきたい。

また、前回は提案した件であるが、分科会の構成については原則として常任委員会に準ずることに異議はないが、議員からの希望に応じて、その議員が所属している常任委員会以外の分科会にも所属できるようにすることを検討していただきたい。

○石田（康）座長 確認であるが、メンバーの入れ替えは、正副委員長も含め柔軟に対応するということがよろしいか。

○織田委員 正副委員長を入れ替えることは難しいと考えているので、委員のみ柔軟に入れ替えができるよう検討いただければと考える。

○石田（康）座長 ただいまの点は、改めて確認させていただきたい。

分科会の開催日数に関するこれまでの各委員の意見を整理すると、案3は浜田委員と織田委員が賛成され、月本委員も案3に近い意見であった。案2は松原委員が賛成の意見であるが、案3に賛成する意見が多い状況になっている。

○浜田委員 案2の場合は、各分科会の開催日数が1日ずつとなるが、総務委員会は総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会等の複数の局を所管するため、審査日数が1日で足りるか疑問である。やはり、審査日数は2日間必要であると考えているが、いかがか。

○松原委員 決算審査を重視することには賛同したい。審査の効率性や実効性の観点から案3で実施すべきとの意見が多数を占めている協議会での議論の現状を踏まえ、再度団に持ち帰り協議させていただきたい。案2にこだわることなく柔軟に対応していければと考えている。

○石田（康）座長 それでは、（1）の開催日数については、本日はこの程度にとどめ、次回引き続き協議を行いたい。また、（4）の発言時間についても、（1）と関連するので、あわせて次回に協議することとしたい。

次に、総括質疑関係の（4）の発言時間について、本日配付した総括質疑会派別発言時間（案）をもとに協議を進めたい。各委員の意見を伺いたい。

○松原委員 本市議会では、3人から会派の位置付けにされているが、無所属議員が2人で、例えば無所属クラブといったものを結成した場合はどのような取り扱いとなるのか確認したい。

○石塚議事課長 以前、神奈川ネットが2人であったときに、会派名として名乗ることを認められた事例はあるが、議会運営上は会派としては認められず、したがって、代表質問等も行っていない。

○石田（康）座長 これまで無所属議員の発言時間をどのように取り扱うべきか協議してきたが、案1の1人5分30秒では短く、一方で案2の1人16分では長いと考えられるため、1人10分程度は必要ではないかとの意見が多かった。そういった点からすると、無所属議員には必ず10分の発言時間が保障される案Aとするのが妥当とも考えられるが、いかがか。

○松原委員 やはり10分以上は保障すべきと考える。

○浜田委員 案Aが一番わかりやすく、賛成したい。

○井口委員 案Aでは、みんなの党が6人で33分となっているが、仮に3人会派がある場合は、みんなの党の発言時間の半分になるのか。

○石塚議事課長 おおよそ半分になる。

○月本委員 確認であるが、これまでの考え方によれば、2人会派は交渉会派ではなく無所属議員2人としての取り扱いになると思うが、その場合は総括質疑の発言時間が2人と

も10分で合計20分となるため、3人会派の15分よりも多い時間となり、逆転現象が発生してしまう。こういった点も含めて、総括質疑における2人会派の取り扱いなどを整理する必要があるのではないか。

○石田（康）座長 月本委員から、新たな課題が提起されたため、本日はこの程度にさせていただきます、次回改めて協議を行いたい。

次に、8のその他、従来の取扱いを変更しない点のうち、（2）の議員選出の監査委員の取扱いについて、本日配付した決算審査の委員構成に関する政令指定都市の状況に基づき協議を進めたい。各委員の意見を伺いたい。

○浜田委員 これまでも議員選出の監査委員を除いて特別委員会を設置し、決算を審査してきた経過から、その取扱いは継続すべきと考える。

○松原委員 現状の方向性でよいと考える。

○織田委員 監査委員は監査委員としての職務があるため、除いて構成すべきと考える。

○月本委員 議員選出の監査委員は、監査委員として答弁することが考えられる。したがって、従来どおり除くことが望ましいと考える。

ただし、分科会の導入年度については、正副委員長と監査委員が重複しないよう各会派での人事上の観点からの配慮は必要と考える。仮に、監査委員が正副委員長となった場合は、先ほどの織田委員の提案のように委員を差し替える、あるいは、重複した正副委員長会派が委員長を改めて選出することを認めるなどの方策を検討しなければならないと考える。

○井口委員 現在の環境委員会は、委員長である石川議員が監査委員であり重複している。他の委員は会派に私しかいないが、石川議員の代わりに私が分科会会長になることは会派としては難しいと考えられる。監査委員は第3、第4会派に割り振られており、その会派は人選に際して十分な調整が必要となる。個人的な見解であるが、基本的には委員の差し替えは認められないと考えるが、自分が所属したい分科会に所属することはよいではないかと考える。

○松原委員 常任委員会の委員長と監査委員が重複した場合、副会長の立場はどういう位置付けとなるのか。

○石塚議事課長 考え方はいろいろあると思われるが、ひとつの考え方として、委員長が監査委員となった場合は、副会長が委員長の代理として運営を行うことも考えられる。このような場合は、新たに会長代理である副会長も質疑を行うことができるといった取り決

めを設けることも考えられる。

○井口委員 その議論から一歩進んで、分科会会長も分科会で質疑を行うことは可能なのか。

○浜田委員 現在でも常任委員会において、一時的に副委員長が委員長代理として委員会運営を行い、その間、委員長が質疑を行うこともあることから、分科会でも可能と考える。

○石田（康）座長 各委員の御意見によれば、議員選出の監査委員を除いて決算審査特別委員会を構成することについては意見の一致が見られるが、分科会の運営に関して新たな課題も確認できた。したがって、本日はこの程度とさせていただきます、課題を整理した上で、次回引き続き協議を行うこととしたいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

最後に、先ほど織田委員から提案のあった分科会の構成のあり方、適宜の委員の差し替えについて、御意見を伺いたい。

○織田委員 メンバーは原則委員会に準じることとするが、分科会間で委員を交代することを可能とすることを議論願いたい。

○井口委員 分科会の議題によって、委員が交代するという事か。

○織田委員 分科会の議題ごとに交代を可能とするのか、分科会を構成する時点で交代を可能とするのか、その点についても議論したい。

○浜田委員 日ごとに構成メンバーが変更することは難しいと考えるが、分科会を構成する時点で委員を交代することについては検討の余地があるかもしれない。

○石田（康）座長 それでは、この点についても、次回、整理させていただきたいがよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、本日はこの程度とさせていただきます。

(2) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

【協議結果】

前回までの協議で、本件については各会派の意見が一致しないことが確認されたが、仮に制度を導入した場合のルール等の協議を行い、次回の協議会において報告書案の確認を行うこととした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回までの協議において、本件については各会派の意見が一致しないことが確認されたが、議論を前向きに進めていくべきとの意見もあったことから、今回は、仮に意見陳述を実施する場合どのような手法で実施するのか、資料に基づいて引き続き協議をお願いしたい。

まず、名称についてであるが、意見陳述の趣旨は、請願・陳情文の内容について補足説明する時間を設けるものとの観点からすると、陳述という言葉にすると裁判がイメージされてしまうと思われる。そういった点からも、意見陳述ではなく趣旨説明とすることが適切ではないかと考えるが、いかがか。

○沼沢副座長 他都市の事例では意見陳述等の機会を設けている場合は、事務局による請願・陳情文の朗読は行っていないようである。事務局による請願・陳情文の朗読を行った上で、なお提出者が補足説明等を行うとは思われないので、請願文を読むことがメインで多少の補足があればしてもらおうといったことになるのではないか。したがって、事務局による朗読の省略についても確認すべきと考える。

○浜田委員 名称は趣旨説明でよいと考える。

○井口委員 実際、提出者が発言する場合には、請願・陳情文を朗読するだけではなく、提出時と審査時で状況が変化した場合などはその内容についても話したいと思うのではないか。そういう意味からすると、説明という言葉ではニュアンスが違ってしまうと思われるが、意見陳述とすると裁判など硬いイメージに思われてしまうということであるならば、趣旨説明とすることで構わない。

○石田（康）座長 確かに、議員は事前に文章を読んだ上で審査に臨んでおり、無制限というわけではないが、文章以外のことを説明してもらおうこともあるかもしれない。

いずれにしても趣旨説明に賛成する意見が多いようであるので、そのように確認してもよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは名称は、趣旨説明と確認させていただく。

次に、対象は請願、陳情とするか、あるいは請願のみとするか、意見を伺いたい。

○浜田委員 現実問題として、陳情には委員会審査にふさわしくない案件も見受けられる。陳情も紹介議員の署名を受ければ請願とすることができるので、そういった点からも請願のみとすることでよいと考える。

○松原委員 同様に請願のみでよいと考える。

○織田委員 請願と陳情は分けて取り扱うべきであるので、請願のみでよい。

○月本委員 他都市では、陳情は机上配布にとどめている例もあり、請願と陳情とでは審査に要する時間が違うこともある。その点からも請願のみでよいと考える。

○井口委員 これまでも主張してきたとおり、陳情も請願と同様に扱うべきと考えている。しかし、実施に向けて第一歩を踏み出すことが重要と考えているので、まずは請願から実施することでよいと考える。

○石田（康）座長 それでは、請願を対象とすることでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、実施時期についてであるが、委員会当日の開会前に実施する方法や、休憩中に実施する方法が考えられる。委員会開会前に実施する場合のイメージとしては、まず委員会の開会前に会議室で趣旨説明を行い、その後、一旦退室してもらい、改めて委員会を開会し傍聴の許可を諮った上で、再度入室してもらおう流れとなる。したがって、傍聴者の入退室の回数が増えると考えられる。

一方で、委員会の休憩中に実施する場合は、まず委員会を開会し、傍聴の許可を諮り、趣旨説明者や他の傍聴者が入室した後に、休憩を諮り、休憩中に趣旨説明者による説明を実施し、その後委員会を再開する流れとなるので、最初に入室した後は、途中で退室は要しない取り扱いとなる。これらの点も踏まえて、御意見を伺いたい。

○井口委員 委員会で実施する場合、参考人制度を活用しないで提出者に委員会へ出席してもらうには、手続き的に整理する必要があるとのことである。休憩中での実施とすれば、そのような課題はなくなるので、議会運営上のルールを考慮するのであれば、休憩中に実施することでもよいのではないか。

○松原委員 委員会ではなく、例えば前日や休憩中等に実施するのであれば、現在の請願・陳情提出者が会派等を訪れ説明を行っていることと同様の取り扱いになるのではないか。もし、趣旨説明を実施するのであれば、委員会中、委員会の冒頭がふさわしいのでは

ないか。

○浜田委員 障害をお持ちの方が来られる場合も想定されるので、先ほど座長からお話が
あったように、委員会が始まり、傍聴の許可を経て、傍聴者が会議室に入った後、一旦休
憩を諮り、提出者が発言する。発言後、委員会を再開し、審査に入るといった流れにすれ
ば運営がスムーズであり、現実的な対応だと考える。開会前に実施する場合は都合2回入
室していただくことになるので、失礼な対応と受け取られるかもしれない。

○沼沢副座長 実質的な運営は他都市の例を検討するとしても、休憩はあくまでも形式的
なものと考えられる。この点は、委員会記録にも関わる問題であり、休憩中に実施するこ
ととした場合は、委員会記録にどの程度実施した内容を記載するののかも検討が必要
になるのではないか。

○松原委員 傍聴者と趣旨説明者との扱いは異なるのか。

○石田（康）座長 人数制限の項目の議論にも関わってくる事項でもあるが、趣旨説明の
後に、当然委員会を傍聴すると考えられるため傍聴者も趣旨説明者も同様の取り扱いにな
ると思われる。

○松原委員 イメージでは、議員の署名のある請願についてのみ趣旨説明を実施するので
あれば、趣旨説明者は委員会審査冒頭から待機し、一般の傍聴者とは区別するのが適切と
も思える。

○浜田委員 傍聴者には、提出者と同意見の立場の方や反対の立場の方もいる。どちらの
立場であろうとも、提出者の趣旨説明を聞きたいと思うのではないか。しかし、開会前
での実施とした場合は、傍聴の許可を諮る前に趣旨説明を実施することになるため、提出者
以外の方は趣旨説明の場に入ることができなくなってしまう。そういった点からも、傍聴
の許可を諮った上で、休憩中に趣旨説明を実施する方法が妥当ではないか。

○松原委員 趣旨説明の運営を適切に行う必要があると考えているため、課題と思われる
点をいくつか提起させていただいたが、ただいま浜田委員が発言された対応とすること
でよいと思う。

○石田（康）座長 色々な方法が考えられるが、ただいまの議論を踏まえ、休憩中に実施
する方向でまとめたいと思うが、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それではそのように確認させていただく。

次に、実施要件についてはいかがか。

○月本委員 日中に仕事をしているサラリーマンなどは、本人が希望しても趣旨説明に
来られない場合もあると思われる。そういった時間的余裕がない人も考慮して、実施要件を
検討する必要があると考える。

○井口委員 請願であるから、「委員会が必要と認めるとき」という事態が発生すること
は想定しづらいが、担保として、そのような場合にも趣旨説明を実施することとしてもよ
いのではないか。したがって、基本的には、提出者が希望するときに実施することとし
つても、委員会が必要と認めるときにも実施できる取り扱いとすればよいと考える。

○石田（康）座長 それでは、ほかに御意見がなければ、基本は提出者が希望するときに
実施することとし、委員会が必要と認めるときにも実施する余地を残すということによ
ろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、人数制限について御意見を伺いたい。

○浜田委員 障害等で趣旨説明に支障があり介助者等が必要になる場合も想定されるため、
原則1人とするだけでよいのではないか。

○井口委員 原則として請願者とするだけでよいが、代理人も認めるべきと考える。

○沼沢副座長 確認であるが、複数の請願が一括審査となった場合は、1件ずつ趣旨説明
を行うということでのいいか。例えば3件が一括審査となったときは、3人が実施するこ
とになるのか。

○石田（康）座長 ただいまの点については、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、請願1件につき、原則1人とし、代理人も可とするとい
うことでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それではそのよう確認させていただく。

次に、実施時間についてはいかがか。

○井口委員 3分では短すぎるのではないか。他都市の事例でも5分が多い。

○浜田委員 概ね5分でよいのではないか。同様のテーマの請願が仮に6、7件提出され
た場合、1件5分では趣旨説明に30分の時間を要してしまう。そのため、複数ある場合
は、全体で10分以内とするなど、趣旨説明時間に何らかの上限を設けられればよいと思

う。

○松原委員 概ね3分から5分として、複数の請願があった場合は、委員長の判断で、それぞれ3分とすることで協力を願うといった対応としてもよいのではないか。そういう意味で、概ね3分から5分とするのがよいのではないか。

○石田（康）座長 それでは、概ね3分から5分とすることでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、提出者等に対する質問についてはいかがか。

○松原委員 認めないでよいのではないか。

○石田（康）座長 時間に際限がなくなってしまうこともあるので、提出者等に対する質問は認めないということよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、提出者等からの質問についてであるが、これも同様に認めないこととしてよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、提出者等からの資料等の配付についてはいかがか。

○井口委員 現行でも、委員会審査までに請願提出者の方から提出された補足資料が個別に配付されているので、あえてルール化しなくても対応できるのではないか。

○浜田委員 事前の資料配付については、これまでの対応を継続することで構わないが、趣旨説明の場での資料配付をどのように取り扱うか確認する必要があると思う。

○月本委員 休憩中に配付した資料は、委員会資料としての扱いとなるのか。

○石田（康）座長 休憩中であるから、委員会資料としての取り扱いにはならないのではないか。

○松原委員 資料を配付すること自体は、認めることに問題はないと考える。

○石田（康）座長 それでは、資料の配付を認めるとことでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、委員会記録への掲載について御意見を伺いたい。休憩中に実施することから、委

員会記録に掲載しないことも考えられるが、いかがか。

○井口委員 休憩中といえども趣旨説明を実施していることは事実であるので、北九州市のように、実施した事実のみ記載することでよいのではないか。

○石田（康）座長 ほかになければ、実施した事実のみ記載するということでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、費用弁償については、支給しないということよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

以上で、請願・陳情提出者意見陳述等の実施内容については、概ね方向性が確認できたことから、賛成意見及び反対意見を併記した上で報告書案として取りまとめ、次回の協議会で内容の確認をいただきたい。

○鈴木議事課担当係長 本日の協議によって、議論の大枠は確認され報告書案をまとめる段階にあると考えるが、運用面の詳細部分等について精査し、追加で確認を要する点があるかもしれないので、その場合には、次回の協議会で、報告書案の確認の前にその点を協議いただくことを御了承願いたい。

○石田（康）座長 それでは、そのように確認したい。

○花輪議会運営委員会副委員長 先ほどの議論の中で、提出者からの資料の配付を認めることとされたが、その場合、正副委員長の確認を得て配付するのか、それとも任意での配付となるのか、その取り扱いについて整理していただきたい。

○月本委員 通常、委員会審査以前に提出された資料についても、委員長の確認を得た上で各委員に配付されているので、同様の取り扱いにすべきと考える。

○石田（康）座長 それでは、委員長が確認した上で配付することでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

本日は、この程度とさせていただき、次回は、追加の確認事項等があれば協議、確認をいただき、その上で報告書案の確認をお願いしたい。

(3) 会期の見直し

【協議結果】

今後も議論を深めていくこととし、継続して検討することとした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回の協議会では、地方自治法の改正による新たな会期制度の内容や他都市の状況について資料に基づき御確認いただいた。本日は、会期の見直しについてどのように考えているのか、議論の方向性について各委員から御発言をいただきたい。

○浜田委員 新たな地方自治法第102条の2の会期を選択した場合は、365日の開会になるという解釈でよいのか。

○石塚議事課長 通年会期を選択する場合は、従来からの地方自治法第102条か、新たに設けられた第102条の2のいずれかを選択することになるが、現行で通年会期としている他都市は、すべて第102条を選択している。第102条の2は、条例で会期と定例会等を規定するよう定められており、仮に、第102条の2による通年会期を本市で採用する場合は、現行の本市議会の会期日程は、日程の積み上げにより設定しているため、現実的に第102条の2の規定をそのまま適用することは難しく、会期の設定方法のあり方自体も見直す必要があると思われる。

○浜田委員 本市は4会期であるが、現実として閉会中も委員会を頻繁に開催しており、実質的には通年議会に限りなく近い議会運営になっていると考えている。そのため、委員会の開催数を更に増やすなど、現状の運営を変更することを考えているわけではなく、閉会中の活動を会期に含めるといった点で見直しをするのがよいと考えており、神奈川県議会のような3会期制でもよいと思う。

○織田委員 議会の招集は首長が行うとしても、その後の会期等は議会側で設定できる前提から考えると、第102条の2を採用することが好ましいと考える。また、実質的に現行でも通年議会に近い運営であると思われるが、市長の専決処分や緊急時での議会開催等を考えると、議長が会議を開くことができる通年議会にすべきと考える。ただし、文字どおり通年とするのか、2会期、3会期とするのかなど、会期の設定については今後十分に協議を行い、会派でも議論を行いたいと考えているが、やはり通年が理想的と思う。

本市議会では、実質的に通年で活動しているが、残念ながら市民に理解してもらえず、公選職の議論でも偏見、誤解があるように感じている。そういった偏見や誤解を解くため

にも、議会の主体性を前面に出して、法改正を受けたこの機会に通年議会を採用すれば、市民に対してアピールする契機になると考えられる。いずれにしても議会が主体的に活動できるようにすべきと考えており、その点からも今回の法改正はよい機会である。

○井口委員 第102条の2を採用した場合、臨時で会議を開くときは、だれが招集するのか。定例会以外に議会を開くときは議会側の判断で開催できるのか。

○石塚議事課長 臨時に議会の開催を決定するためには、議運を開催し、協議を経た上で開催することになると思われる。その点は、首長側から議会開催の要望があった場合も同様の対応となる。

○松原委員 現行では様々な委員会があるが、通年会期を採用した場合には、様々な仕組みが変更されるのか。

○石塚議事課長 通年会期とした場合であっても、他都市の事例から考察すると、通年会期の中に現行での定例会に相当するものが設定されており、劇的に議会運営が変更されるものではないと考える。

○井口委員 現行に比べ大幅な変更はないイメージのようであるが、今回の法改正では、長の議会出席に対して議会が配慮することが規定されている。長が出席できなければ、出席しなくてもよいということか確認したい。

○石塚議事課長 そういうことではなく、緊急事態等で急遽、議会側の都合により開催しなければならなくなった場合や、やむを得ない理由が生じた場合に配慮することを規定したと思われる。

○井口委員 今の説明によれば、現行と変わらないと思われるが、あえて条文に追加した理由があると想定できる。議会として、しっかりと方針を固め、制度設計していくべきであり、現行とあまり変更する内容がないから新たな法の規定を採用しようとするのは拙速と考えられる。少なくとも、相当の理由がない限り執行部の職員は議会に出席するものとする前提が必要であり、それがない以上は、第102条の2による議論を進めることはできない。

○石田（康）座長 各委員から御発言をいただいたが、本日のところは、この程度とさせていただき、今後は、会期の見直しによるメリット、デメリット等も含め、更に議論を深めていきたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、次回も引き続き協議をお願いしたい。

2 その他

【次回会議日程】

- 今後、議会運営委員会委員の交代等に伴って協議会委員の交代が見込まれるが、現在継続中の検討課題があるため、平成25年3月末までは、協議会の委員構成を現委員で継続することを議会運営委員会で確認願うこととなった。
- 協議会の委員構成が議運で認められた場合には、平成25年3月28日（木）午後1時から現委員により協議会を開催することとした。

午前11時42分閉会